

品川区立ぷりすくーる西五反田ふれあい交流室事業実施要綱

制定 平成16年5月24日 区長決定 要綱第 86号
改正 令和3年4月1日 部長決定 要綱第112号
改正 令和4年3月31日 部長決定 要綱第119号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域の子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。以下「子育て家庭」という。）に対する総合的な子育て支援施策を推進し、もって、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的に設置したぷりすくーる西五反田ふれあい交流室の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員配置)

第2条 ふれあい交流室には、保育士等の資格を有する子育て支援担当者を2名以上配置する。

(事業内容)

第3条 ふれあい交流室は、地域における子育て家庭支援の拠点として、次に掲げる事業を実施する。

(1) 育児不安等についての相談・援助

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対する相談・援助、各種子育てに関する情報の提供または援助の調整に関すること。この場合において相談・援助は、電話または訪問等子育て家庭および地域の実情に即した方法により実施するとともに、他の機関との連携を密接に行うものとする。

(2) 子育てひろばの提供

子育て家庭相互のふれあいと交流の場の提供に関すること。この場合における交流の場は、保護者と児童等が同伴で安心して過ごせる場として確保し、子育て家庭相互のふれあい・交流の場として開放する。開放時間内は、原則として自由利用とする。

(3) 子育て支援講座の開催

育児不安の解消や地域子育て力の向上を目的とした、各種子育て支援講座開催に関すること。

(4) 子育てサークル等の育成・支援

子育て家庭が育児に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域子育てサークルおよび子育て家庭や子育て施設に協力する地域子育てボランティアの育成・支援に関すること。

(5) 地域の保育資源の情報提供

地域の保育資源の活動状況を把握して、子育て家庭に対して、様々な保育サービスの情報の提供または必要に応じた（保育サービスに係る）紹介等に関すること。

(6) その他

前各号に掲げたもののほか、区長が特に必要と認めた事業

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成16年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。